

令和8年度加入区分・掛金・補償額

：令和8年度改定点

[下表AW・CW・BW区分の補償額は上段は団体活動中、下段は個人活動中]

加入対象	加入区分	年間掛金	補償対象となる団体活動	傷害保険金額				賠償責任保険 支払限度額 (免責金額なし)	突然死葬祭 費用保険 支払限度額
				死亡	後遺障害 (最高)	入院 (日額)	通院 (日額)		
子ども (中学生以下 (特別支援学校高等部 の生徒を含む。))	A1	800円	スポーツ活動 文化活動・ ボランティア活動・地域活動	3,000万円	4,500万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償合算1事故5億円 ただし、対人賠償は1人2億円	180万円
	AW	1,450円	A区分の補償となる 団体活動に加え、 個人活動も対象	3,100万円	4,650万円	5,000円	2,000円	対人・対物賠償合算1事故5億500万円 ただし、対人賠償は1人2億500万円	180万円
				細菌性ウイルス 性食中毒の場合、保険金額はA1区分と同額					
				100万円	150万円	1,000円	500円	対人・対物賠償合算 1事故500万円	対象外
大人 (高校生以上)	C (64歳以下)	2,000円	スポーツ活動 (指導・審判を含む)	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償合算1事故5億円 ただし、対人賠償は1人2億円	180万円
	CW (64歳以下)	5,000円	C区分の補償となる 団体活動に加え、 個人活動も対象	2,100万円	3,150万円	5,000円	2,000円	対人・対物賠償合算1事故5億500万円 ただし、対人賠償は1人2億500万円	180万円
				就業中、細菌性ウイルス性食中毒の場合、保険金額はC区分と同額					
				100万円	150万円	1,000円	500円	対人・対物賠償合算 1事故500万円	対象外
				就業中、細菌性ウイルス性食中毒は対象となりません。(熱中症は補償対象)					
	B (65歳以上)	1,200円	スポーツ活動 (指導・審判を含む)	600万円	900万円	1,800円	1,000円	対人・対物賠償合算1事故5億円 ただし、対人賠償は1人2億円	180万円
	BW (65歳以上)	5,000円	B区分の補償となる 団体活動に加え、 個人活動も対象	700万円	1,050万円	2,800円	1,500円	対人・対物賠償合算1事故5億500万円 ただし、対人賠償は1人2億500万円	180万円
				就業中、細菌性ウイルス性食中毒の場合、保険金額はC区分と同額					
				100万円	150万円	1,000円	500円	対人・対物賠償合算 1事故500万円	対象外
				就業中、細菌性ウイルス性食中毒は対象となりません。(熱中症は補償対象)					
	A2	800円	文化活動・ボランティア活動・ 地域活動、準備・片付け・ 応援・団体の送迎	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償合算1事故5億円 ただし、対人賠償は1人2億円	180万円
全年齢	D	11,000円	危険度の高いスポーツ活動 (指導・審判を含む)	500万円	750万円	1,800円	1,000円	対人・対物賠償合算1事故5億円 ただし、対人賠償は1人2億円	180万円

※年齢の判断は、「令和8年4月1日」を基準とします

年間掛金には、制度運営費(10円)が含まれます。

改定内容の詳細については、令和8年2月中旬に送付予定の「満期のご案内」に同封される「令和8年度スポーツ安全保険のあらまし」を必ずご覧ください。
ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点がある場合は、ご照会先にお問い合わせください。

主な改定

■ 補償内容に関する改定

全加入区分対象

賠償責任保険・対人賠償の支払い限度額を
1人 **2億円**に引き上げ

※AW、CW、BW区分の場合(団体活動中)、1人 **2億500万円**

ワイドコース(AW区分、CW区分、BW区分)対象

個人活動中の熱中症を補償対象に変更

※団体活動中における熱中症は、他の加入区分を含め、従来より補償対象となっております。

■ 掛金に関する改定

CおよびCW区分(高校生以上、64歳以下)対象

C区分の掛金を **2,000円**に変更

CW区分の掛金を **5,000円**に変更

※その他の加入区分における掛金の変更はございません。

このお知らせは、令和8年度(保険期間:令和8年4月1日～)
スポーツ安全保険の改定の概要をご紹介します。
令和8年度の加入手続きは令和8年2月中旬より受付を開始
する予定です。

改定内容の詳細は、令和8年2月中旬に送付予定の「満期のご案内」に同封
される「令和8年度スポーツ安全保険のあらまし」を必ずご覧ください。
ご不明な点がある場合は、ご照会先にお問い合わせください。

重要 令和8年度スポーツ安全保険 改定に関するお知らせ

平素はスポーツ安全保険にご加入いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、貴団体に加入いただいておりますスポーツ安全保険について、近年
の社会環境の変化に対応した補償の更なる充実と保険制度の安定的運用
の観点から、令和8年度より改定を実施させていただくことになりました。

今後とも皆様のご期待にお応えすべくスポーツ安全保険の健全な運営
に努めていく所存でございますので、引き続きスポーツ安全保険をお引き
立てくださいますようお願い申し上げます。

改定に関するご照会先

 **公益財団法人スポーツ安全協会** 03-5510-0033(平日9:30～17:00)

(引受幹事保険会社)

東京海上日動火災保険株式会社 0120-233-801(平日9:00～17:00)

【差出人】

〒105-0003 東京都港区西新橋1-6-11
公益財団法人スポーツ安全協会